

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	保険業法	
規制の名称	実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和	
担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室	電話番号: 03-3506-6000(内線:3571) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和2年11月30日	
事前評価時の想定との比較	<p>規制の事前評価時、保険会社が共同保険の契約移転を行う場合においては、(1)移転対象会社が幹事社でないときは、移転対象契約者のデータを保有していないため通知を行うことは困難であること、(2)収入保険料に比して多数の移転対象契約者に通知を行うことは非効率であるとの指摘がされていたことから、移転対象会社の共同保険全体における持ち分の占める割合が小さい場合等一定の要件を満たす共同保険については、個別通知を不要とすることとし、保険会社の業務の効率化を図る必要があった。</p> <p>規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>事前評価時、一定の要件を満たす共同保険の移転に係る個別通知を不要とすることから、当該個別通知に係る費用が減少するとしていた。なお、2013年に規制改革ホットラインに提出のあった要望において、大量の保険契約を複数の保険会社が引き受ける共同保険の事例が想定されていた。</p> <p>共同保険に係る個別通知は、(1)保険契約の移転の際に移転元の保険会社、(2)保険契約の移転後に移転先の保険会社においてそれぞれ求められているところ、1事例において個別通知の省略が認められ、うち(1)において5先、(2)において3先に係る個別通知の省略が認められた(2020年3月末現在)。</p> <p>当該事例についてヒアリングを行ったところ、千円程度の費用の削減が認められた。</p> <p>なお、上記要望において想定された大量の保険契約を複数の保険会社が引き受ける共同保険の事例とは異なり、個別通知の省略先数が極小であったため、当該費用の削減のみをもって規制の見直しによる遵守費用の削減を推計することはできない。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	事前評価時、当該規制の見直しに係る追加の行政費用は特段発生しないと想定されていた。事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	<p>事前評価時、一定の要件を満たす共同保険の契約移転について個別通知を不要とすることにより業務の効率化が図られ、ひいては、保険契約者に対するサービスの向上等も期待できるとしていた。</p> <p>遵守費用において先述のとおり、該当事例は個別通知の省略先数が極小であったため、該当事例による費用の削減のみをもってその効果を推計することはできないものの、規制の見直しにより、一定の要件を満たす共同保険の契約移転について個別通知を不要としたことで、業務の効率化や保険契約者に対するサービスの向上等の効果が生じたものと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込まれた効果が発現しているものと考えられるが、効果(定量化)において先述のとおり、該当事例による費用の削減のみをもってその効果を定量的に把握することや、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	規制の見直しにより、遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込まれた効果は発現していると考えられる。したがって、本件に係る特段の見直しは不要と考える。	
備考	特になし。	